

防衛庁訓令第60号

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第64条の規定に基き、防衛
大学校の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和32年10月4日

防衛庁長官 津 島 壽 一

防衛大学校の内部組織に関する訓令

改正	昭和33年10月22日庁訓第100号	平成4年4月10日庁訓第21号	平成31年3月29日省訓第18号
	昭和34年9月3日庁訓第49号	平成5年4月1日庁訓第14号	令和2年3月30日省訓第19号
	昭和39年7月10日庁訓第22号	平成6年6月24日庁訓第24号	令和3年3月31日省訓第18号
	昭和40年3月26日庁訓第19号	平成7年3月30日庁訓第24号	令和4年3月31日省訓第43号
	昭和46年4月1日庁訓第16号	平成8年5月11日庁訓第24号	令和5年3月31日省訓第38号
	昭和47年5月12日庁訓第23号	平成9年4月1日庁訓第17号	令和6年3月29日省訓第50号
	昭和48年4月12日庁訓第19号	平成10年4月9日庁訓第17号	
	昭和49年4月4日庁訓第13号	平成11年3月30日庁訓第19号	
	昭和50年4月2日庁訓第11号	平成12年3月29日庁訓第36号	
	昭和51年5月10日庁訓第13号	平成13年3月30日庁訓第55号	
	昭和52年4月18日庁訓第9号	平成15年3月28日庁訓第27号	
	昭和53年4月5日庁訓第16号	平成16年3月29日庁訓第15号	
	昭和54年4月4日庁訓第18号	平成17年3月28日庁訓第21号	
	昭和55年4月5日庁訓第7号	平成18年3月24日庁訓第7号	
	昭和56年4月3日庁訓第19号	平成19年3月30日省訓第28号	
	昭和57年4月6日庁訓第11号	平成19年8月30日省訓第145号	
	昭和58年4月5日庁訓第15号	平成20年3月31日省訓第27号	
	昭和59年4月11日庁訓第19号	平成21年3月24日省訓第12号	
	昭和61年4月5日庁訓第16号	平成21年3月27日省訓第22号	
	昭和62年5月21日庁訓第19号	平成22年4月1日省訓第15号	
	昭和63年4月8日庁訓第17号	平成24年4月6日省訓第15号	
	平成元年5月29日庁訓第35号	平成27年4月10日省訓第20号	
	平成2年6月8日庁訓第17号	平成28年3月31日省訓第34号	
	平成3年4月12日庁訓第13号	平成30年3月30日省訓第26号	

(研究科長及び入試統括官)

第1条 教務部に、理工学研究科長1人及び総合安全保障研究科長1人及び入試統括官1人を置く。

2 理工学研究科長は、教務部長の命を受け、部務のうち理工学研究科に関する事項(先端学術推進機構の所掌に属するものを除く。)について、教務部長を助ける。

3 総合安全保障研究科長は、教務部長の命を受け、部務のうち総合安全保障研究科に関する事項(先端学術推進機構の所掌に属するものを除く。)について、教務部長を助ける。

4 入試統括官は、教務部長の命を受け、部務のうち本科の学生(第10条第2項各号において「本科学生」という。)の入学試験に関する事項について、教務部長を助ける。

5 入試統括官の下に、入試統括官付調査官1人を置く。

6 入試統括官付調査官は、入試統括官の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(教養教育センター及び教育部門並びに教養教育センター長及び教育部門長)

第2条 先端学術推進機構に、教養教育センターを置く。

2 教養教育センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 授業の内容及び方法の改善に関すること。
- (2) 教養教育の企画及び立案に関すること。
- (3) 教育科目の審査及び評価に関すること。
- (4) 総合的な人材の開発に関すること。

3 教養教育センターに、教養教育センター長を置く。

4 教養教育センター長は、先端学術推進機構長の命を受け、教養教育センターの事務を掌理する。

5 教養教育センターに、次の5教育部門を置く。

基礎教育部門

国際教育部門

学際教育部門

リーダーシップ教育部門

リテラシー教育部門

6 教育部門に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

7 教育部門に、教育部門長を置く。

8 教育部門長は、教養教育センター長の命を受け、教育部門に関する事務を掌理

する。

(グローバルセキュリティーセンター及び部門並びにグローバルセキュリティーセンター長及び部門長)

第3条 先端学術推進機構に、グローバルセキュリティーセンターを置く。

2 グローバルセキュリティーセンターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) グローバルセキュリティーに係る研究又は共同研究（防衛省本省に置かれる施設等機関（防衛大学校を除く。）、特別の機関若しくは防衛装備庁又は研究を行う大学、研究所その他の部外の研究機関がグローバルセキュリティーセンターと共同して行う研究をいう。）の企画及び立案並びに実施に関する事

(2) グローバルセキュリティーに係る研究成果の部外発信に関する事

3 グローバルセキュリティーセンターに、グローバルセキュリティーセンター長を置く。

4 グローバルセキュリティーセンター長は、先端学術推進機構長の命を受け、グローバルセキュリティーセンターの事務を掌理する。

5 グローバルセキュリティーセンターに、次の4部門を置く。

企画・発信部門

研究部門

クロス・ドメイン第1研究部門

クロス・ドメイン第2研究部門

6 部門に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

7 部門に、部門長を置く。

8 部門長は、グローバルセキュリティーセンター長の命を受け、部門に関する事務を掌理する。

(国際交流センター及び部門並びに国際交流センター長及び部門長)

第4条 先端学術推進機構に、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターにおいては、次の事務をつかさどる。

(1) 国際教育研究に関する事

(2) 国際交流事業（教育及び研究に関する国際交流を含む。）の企画及び立案並びに実施に関する事

3 国際交流センターに、国際交流センター長を置く。

4 国際交流センター長は、先端学術推進機構長の命を受け、国際交流センターの事務を掌理する。

5 国際交流センターに、次の2部門を置く。

交流支援部門

日本語・文化教育部門

- 6 部門に、教授、准教授、講師及び助教を置く。
- 7 部門に、部門長を置く。
- 8 部門長は、国際交流センター長の命を受け、部門に関する事務を掌理する。
(学術情報官、次世代教育研究推進室及び研究部門並びに次世代教育研究推進室長及び研究部門長)

第5条 総合情報図書館に、学術情報官1人を置く。

- 2 学術情報官は、総合情報図書館長の命を受け、館務のうち最新の情報技術を融合した教育・研究環境の構築、情報システムを活用した教育訓練に資する調査研究並びに情報システムの運用及び開発支援に関する事務を掌理する。
- 3 学術情報官の下に、次世代教育研究推進室及び次の2研究部門を置く。
遠隔・マルチメディア教育研究部門
IT・情報システム活用研究部門
- 4 次世代教育研究推進室及び研究部門に、教授、准教授、講師及び助教を置く。
- 5 次世代教育研究推進室に次世代教育研究推進室長を、研究部門に研究部門長を置く。
- 6 次世代教育研究推進室長又は研究部門長は、学術情報官の命を受け、室又は研究部門に関する事務を掌理する。
(企画室及び企画室長)

第6条 総務部総務課に、企画室を置く。

- 2 企画室においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 組織及び定員に関すること。
 - (2) 業務の考査に関すること。
 - (3) 学事の調査に関すること。
- 3 企画室に、企画室長を置く。
- 4 企画室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
(社会連携推進室及び社会連携推進室長)

第7条 総務部総務課に、社会連携推進室を置く。

- 2 社会連携推進室においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 部外団体等との連携に関すること。
 - (2) 防衛大学校への理解促進に関すること。
- 3 社会連携推進室に、社会連携推進室長を置く。
- 4 社会連携推進室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。
(経理室及び経理室長)

第8条 総務部会計課に、経理室を置く。

- 2 経理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関すること。
- (2) 物品の取得及び管理に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。

3 経理室に、経理室長を置く。

4 経理室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

（教育研究支援室及び教育研究支援室長）

第9条 教務部教務課に、教育研究支援室を置く。

2 教育研究支援室においては、学群に関する事務をつかさどる。

3 教育研究支援室に、教育研究支援室長を置く。

4 教育研究支援室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

（補導室及び補導室長）

第10条 訓練部学生課に、補導室を置く。

2 補導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本科学生の補導計画の立案に関すること。

(2) 本科学生の補導に必要な研究に関すること。

(3) 本科学生のメンタルヘルス教育に関すること。

3 補導室に補導室長を置く。

4 補導室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

（先端学術推進機構事務室及び先端学術推進機構事務室長）

第11条 先端学術推進機構に、先端学術推進機構事務室を置く。

2 先端学術推進機構事務室においては、教育及び研究に関する中長期的な計画の企画及び立案並びに調整の支援に関する事務をつかさどる。

3 先端学術推進機構事務室に、先端学術推進機構事務室長を置く。

4 先端学術推進機構事務室長は、先端学術推進機構長の命を受け、室務を掌理する。

（教育室及び学科並びに教育室長及び学科長）

第12条 学群にそれぞれ教育室又は学科を置く。

2 各学群に置く教育室及び学科は、別表第1のとおりとする。

3 教育室に教育室長を、学科に学科長を置く。

4 教育室長又は学科長は、学群長の命を受け、室務又は科務を掌理する。

（課長補佐）

第13条 課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐の定数は、別表第2のとおりとする。

3 課長補佐は、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

（室長補佐）

第14条 次の室に、室長補佐1人を置く。

総務部総務課企画室

総務部会計課経理室

教務部教務課教育研究支援室

先端学術推進機構事務室

- 2 室長補佐は、学校長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。
(事務長補佐)

第15条 総合情報図書館事務室に、事務長補佐2人を置く。

- 2 事務長補佐は、学校長の定めるところにより、事務長を補佐し、室務を整理する。
(人事管理専門官)

第16条 総務部総務課に、人事管理専門官1人を置く。

- 2 人事管理専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(広報専門官)

第17条 総務部総務課社会連携推進室に、広報専門官1人を置く。

- 2 広報専門官は、室長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(会計監査官、予算専門官、原価計算専門官及び調達管理専門官)

第18条 総務部会計課に、会計監査官1人、予算専門官1人及び原価計算専門官1人を置く。

- 2 会計監査官、予算専門官及び原価計算専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
3 総務部会計課経理室に、調達管理専門官1人を置く。
4 調達管理専門官は、室長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(栄養管理専門官及び環境対策専門官)

第19条 総務部管理施設課に、栄養管理専門官1人及び環境対策専門官1人を置く。

- 2 栄養管理専門官及び環境対策専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(教育研究業務管理専門官)

第20条 教務部教務課教育研究支援室に、教育研究業務管理専門官1人を置く。

- 2 教育研究業務管理専門官は、室長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(入試広報専門官)

第21条 教務部入学試験課に、入試広報専門官1人を置く。

- 2 入試広報専門官は、課長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。
(教養教育管理調整官)

第22条 教養教育センターに、教養教育管理調整官1人を置く。

2 教養教育管理調整官は、教養教育センター長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(国際交流企画官)

第23条 国際交流センターに、国際交流企画官1人を置く。

2 国際交流企画官は、国際交流センター長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(企画・発信調整官及び教育研究制度調整官)

第24条 先端学術推進機構事務室に、企画・発信調整官1人及び教育研究制度調整官1人を置く。

2 企画・発信調整官及び教育研究制度調整官は、室長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(図書専門官)

第25条 総合情報図書館事務室に、図書専門官1人を置く。

2 図書専門官は、事務長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(ICT戦略調整官、研究DX調整官、教育DX調整官、デジタル化推進企画専門官及び情報セキュリティ専門官)

第26条 次世代教育研究推進室に、ICT戦略調整官1人、研究DX調整官1人、教育DX調整官1人、デジタル化推進企画専門官1人及び情報セキュリティ専門官1人を置く。

2 ICT戦略調整官、研究DX調整官、教育DX調整官、デジタル化推進企画専門官及び情報セキュリティ専門官は、次世代教育研究推進室長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(企画調整官)

第27条 防衛学教育学群に、企画調整官3人を置く。

2 企画調整官は、防衛学群長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(班及び班長)

第28条 総務部総務課に、車両・警備班を置く。

2 車両・警備班の分掌は、学校長が定める。

3 車両・警備班に車両・警備班長を置く。

4 車両・警備班長は、課長の命を受け、学校長の命を受け、学校長の定める事務に従事する。

(係及び室並びに係長及び室長)

第29条 別表第3の左欄に掲げる課、総合情報図書館事務室、室及び班に、それぞれ同表の右欄に掲げる名称の係及び室を置く。

- 2 係及び室の分掌事務は、学校長が定める。
- 3 係に係長、室に室長を置く。
- 4 係長又は室長は、課長、事務長、室長又は班長の命を受け、係又は室の分掌事務を掌理する。

(次席指導教官)

第30条 訓練部に、次席指導教官16人を置き、指導教官をもって充てる。

- 2 次席指導教官は、訓練部長の定めるところにより、首席指導教官を助け、指導教官の業務を整理する。

(委任規定)

第31条 この訓令に定めるもののほか、防衛大学校に置かれる課、総合情報図書館事務室、教養教育センター、グローバルセキュリティーセンター、国際交流センター、学術情報官及び先端学術推進機構事務室の内部組織に関し、必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和32年10月4日から施行する。

附 則 (昭和33年10月22日防衛庁訓令第100号)

この訓令は、昭和33年10月22日から施行する。

附 則 (昭和34年9月3日防衛庁訓令第49号)

この訓令は、昭和34年9月3日から施行する。

附 則 (昭和39年7月10日防衛庁訓令第22号)

この訓令は、昭和39年7月10日から施行する。

附 則 (昭和40年3月26日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日防衛庁訓令第16号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年5月12日防衛庁訓令第23号)

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和48年4月12日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、昭和48年4月12日から施行する。

附 則 (昭和49年4月4日防衛庁訓令第13号)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日防衛庁訓令第11号)

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則 (昭和51年5月10日防衛庁訓令第13号)

この訓令は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則（昭和52年4月18日防衛庁訓令第9号）
この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日防衛庁訓令第16号）
この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日防衛庁訓令第18号）
この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日防衛庁訓令第7号）
この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日防衛庁訓令第19号）
この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和57年4月6日防衛庁訓令第11号）
この訓令は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日防衛庁訓令第15号）
この訓令は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日防衛庁訓令第19号）
この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日防衛庁訓令第16号）
この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日防衛庁訓令第19号）
この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日防衛庁訓令第17号）
この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年5月29日防衛庁訓令第35号）
この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成2年6月8日防衛庁訓令第17号）
この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成3年4月12日防衛庁訓令第13号）
この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛庁訓令第21号）
この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日防衛庁訓令第14号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月24日防衛庁訓令第24号）
この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成7年3月30日防衛庁訓令第24号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月11日防衛庁訓令第24号）

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成9年4月1日防衛庁訓令第17号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日防衛庁訓令第17号）

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年3月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日防衛庁訓令第36号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日防衛庁訓令第55号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日防衛庁訓令第27号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日防衛庁訓令第15号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日防衛庁訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛省訓令第28号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年8月30日防衛省訓令第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日防衛省訓令第27号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日防衛省訓令第12号）

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月27日防衛省訓令第22号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛省訓令第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

- 1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

- 附 則（平成27年 4月10日防衛省訓令第20号）
この訓令は、平成27年 4月10日から施行する。
- 附 則（平成28年 3月31日防衛省訓令34号）
- 1 この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 附 則（平成30年 3月30日防衛省訓令26号）
- 1 この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 附 則（平成31年 3月29日防衛省訓令第18号）
この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 附 則（令和 2年 3月30日防衛省訓令第19号）
この訓令は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 附 則（令和 3年 3月31日防衛省訓令第18号）
この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 附 則（令和 4年 3月31日防衛省訓令第43号）
この訓令は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 附 則（令和 5年 3月31日防衛省訓令第38号）
この訓令は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 附 則（令和 6年 3月29日防衛省訓令第50号）
- 1 この訓令は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第12条関連）

学 群	教育室及び学科の名称
総合教育学群	外国語教育室 体育学教育室 数学教育室
人文社会科学群	人間文化学科 公共政策学科 国際関係学科
応用科学群	応用物理学科 応用化学科 地球海洋学科
電気情報学群	電気電子工学科 通信工学科 サイバー・情報工学科 機能材料工学科
システム工学群	機械工学科 機械システム工学科 航空宇宙工学科 建設環境工学科
防衛学教育学群	国防論教育室 戦略教育室

別表第2（第13条関連）

課	課長補佐の定数
総務課	3
厚生課	1
会計課	1
管理施設課	3
衛生課	1
教務課	2
入学試験課	1
訓練課	2
学生課	1

別表第3（第28条関連）

課、総合情報図書館事務室、室及び班	係及び室の名称
総務課	秘書係 総務係 文書・保全係 情報公開・個人情報保護係 人事第1係 人事第2係
総務課企画室	企画係 考査係 学事調査係
総務課車両・警備班	車両係 警備係
厚生課	総務係 厚生第1係 厚生第2係
会計課	総務係 司計係 原価計算係
会計課経理室	用度係 調達係 出納係 給与係
管理施設課	総務係 給食第1係 給食第2係 被服係 管財係 営繕係

	工務第1係 工務第2係
衛生課	衛生係 健康管理室 医務室
教務課	総括係 企画係 教務係 教務運営係 研究科係
教務課教育研究支援室	総務係 教育支援第1係 教育支援第2係 教育支援第3係 教育支援第4係 教育支援第5係 教育支援第6係 器材係 実習支援係
入学試験課	調査企画係 入学試験第1係 入学試験第2係 入試広報係
訓練課	訓練係 陸上訓練企画係 海上訓練企画係 航空訓練企画係 訓練体育係 器材係 武器係 舟艇係 航空機係
学生課	学生係
学生課補導室	補導係 メンタルヘルス係 課外活動係
先端学術推進機構事務室	総務係 研究協力第1係 研究協力第2係 交流調整係 国際交流係 留学生支援係
総合情報図書館事務室	総務係 整理係 電子計算機係 システム管理係